

○御嵩町工事等の監督及び検査要領

平成12年3月9日

訓令甲第3号

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び御嵩町契約規則（昭和39年規則第7号）の規定に基づき、町が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに準ずるものをいう。）及び測量、建設コンサルタント等委託業務の監督及び検査に必要な事項を定め、もって監督及び検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

（平28訓令甲11・一部改正）

(監督員)

第2条 町長は、工事の施工について、その都度監督員を任命して必要な監督をさせなければならない。

2 町長は、原則として監督業務を総括監督業務及び一般監督業務に分類し、それぞれの業務を担当する監督員を置くものとする。

3 総括監督業務及び一般監督業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総括監督業務 監督業務の総括及び一般監督員の指揮監督

(2) 一般監督業務 総括監督業務以外の業務

（平28訓令甲11・一部改正）

(監督員の業務)

第3条 監督員は、工事現場の状況を把握し、関係法令等、契約書及び設計図書に基づき、次に掲げる業務を町長の指示に従って行うものとする。

(1) 契約の履行について、請負者又はその現場代理人に対し、必要な指示、承諾又は協議を行うこと。

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図書等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図書の承諾に関すること。

(3) 設計図書に基づく工程の管理及び施工状況の把握をすること。

(4) 設計図書において、検査を受けて使用すべきものと指定した工事材料の試験又は検査を行うこと。

(5) 設計図書において、監督員の立会いの上調合し、又は調合の見本検査を受けるものと指定した工事材料の立会い及び検査を行うこと。

(6) 設計図書において、監督員の立会いを指定した工事の立会いを行うこと。

(7) 工事に使用する支給材料又は貸与品の引渡しを請負者の立会いの上検査して行うこと。

(8) 工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、請負者又はその現場代理人に対して修補改造を指示し、完全な工事を施工させること。

(9) 請負者から次に掲げるいずれかの場合に該当するとして通知を受けた場合は、その事実を確認するとともに、町長の指示を受けてその結果を当該請負者に通知し、必要があると認めるときは、その場合に対してとるべき措置を指示

すること。自ら発見した場合も、同様とする。

ア 設計図書と工事現場の状態が一致しない場合

イ 設計図書の表示が明確でない場合（図面と仕様書が相互に符合しないこと及び設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）

ウ 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合

(10) 設計図書において、見本、工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事を施工するときは、当該記録の整備を求めること。

(11) 請負者の現場代理人（以下「現場代理人」という。）、主任技術者その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人又は労働者による工事の施工又は管理を行うことが不相当であると認められるときは、当該請負者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を求めること。

(12) 災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者に対して緊急の措置を求めること。

（平28訓令甲11・一部改正）

（監督員の任命基準）

第4条 町長は、工事の請負契約ごとに次の基準により監督員を任命するものとする。当該監督員の後任監督員が必要となった場合も、同様とする。

(1) 総括監督員 当該工事を担当する係の係長以上の職にある者

(2) 一般監督員 当該工事を担当する者

2 当初設計金額1,000万円未満の工事は、総括監督員を置かないことができる。この場合において、一般監督員は、総括監督業務を上司の指導のもとに自己の業務と合わせて担当するものとする。

（平28訓令甲11・一部改正）

（監督員の通知）

第5条 町長は、監督員を任命したときは監督員通知書（別記様式第1号）により、当該監督員が変更となったときは監督員変更通知書（別記様式第2号）によりその職員の氏名を請負者に通知するものとする。

（平28訓令甲11・一部改正）

（監督業務の執行）

第6条 監督員は、監督業務の執行に当たっての指示及び承諾は、原則として書面をもって行わなければならない。

（平28訓令甲11・一部改正）

（書類の管理）

第7条 監督員は、次に掲げる書類（請負者から提出された書類及び図面を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し、審査し、又は処理し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

(1) 請負者が提出する工事着工届（別記様式第7号）、現場代理人・主任技術者・監理技術者届（別記様式第9号）、施工計画書（別記様式第15号）、工事写真及び完成届（別記様式第13号）

(2) その他監督に関する書類及び請負者に工事の施工上必要として指示した書類

2 前項第1号に掲げる書類は、別記様式一覧表に定める様式とし、これによりがたい場合は、岐阜県建設工事共通仕様書に準ずるものとする。

(平26訓令甲35・平28訓令甲11・一部改正)

(監督結果の評定)

第8条 監督員は、工事が完成したとき、又は工事の打切り等により契約を解除したときは、別に定める工事成績評定基準により工事成績を評定しなければならない。ただし、契約金額50万円未満の工事については、この限りでない。

(平28訓令甲11・一部改正)

(監督の委託等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、工事を所掌する課以外の職員に監督員の業務を行わせることができる。

2 町長は、特に専門的な知識又は技能を必要とするときその他必要と認められるときは、町の職員以外の者に監督を委託することができる。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査員)

第10条 町長は、工事請負契約に係る給付の完了を確認するために、その都度検査員を任命して必要な検査をさせなければならない。ただし、必要があると認めるときは、職員以外の者に委託して検査を行わせることができる。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査の方法)

第11条 工事の検査は、工事実施設計書、図面、契約書、仕様書、工事写真その他関係書類に基づいて、その適否を検査するものとする。

(検査の種類)

第12条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 出来形検査において既に検査した部分を含み、工事の完成を確認するための検査

(2) 出来形検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要があるとき、又は工事の打切り若しくは契約の解除をしたとき等において、工事の既済部分を確認するための検査

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査員の任命基準)

第13条 町長は、工事ごとに次の基準により検査員を任命するものとする。

(1) 工事施工の決定が部長又は参事の専決以上のものは、当該工事を所掌する課長等以上の者

(2) 工事施工の決定が課長等専決のものは、当該工事を所掌する課等の係長以上の者

(平21訓令甲19・平28訓令甲11・一部改正)

(兼務の禁止)

第14条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き工事の監督員を兼ねることができない。

(1) 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに検査を行わなければ給付の完了の確認が困難な工事

(2) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが困難な工事

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査の期日)

第15条 検査員は、検査を工事の完成届又は出来形届（別記様式第11号）を受けた日から14日以内に行わなければならない。ただし、検査は契約の属する年度の末日を越えることができない。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査の日時等の通知)

第16条 検査員は、検査を実施しようとするときは、請負者に対してあらかじめ検査の日時等必要な事項を通知するものとする。

(検査の準備)

第17条 監督員は、検査員が行う検査に必要な関係書類、用具、人員その他必要なものを請負者に指示し、又は自ら準備するものとする。

2 検査員は、検査に先だって工事に関する書類、監督員の指示事項等の確認をするものとする。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査員の職務権限等)

第18条 検査員は検査を行うに当たり必要と認めるときは、請負者に工事の施工部分を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

2 検査員は、検査の結果の適否の判定をしなければならない。

3 検査員は、検査の結果、補修改造工事を要する箇所があったときは、請負者に対し補修改造工事の指示をしなければならない。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査の立会人)

第19条 検査員は、検査を実施するときは、監督員、請負者又は現場代理人その他必要と認められる関係者を立ち合わせるものとする。

2 監督員は、検査員の行う検査に立ち会い、必要な資料を提出し、監督の執行状況を説明し、及び検査に協力しなければならない。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査結果の評定)

第20条 検査員は、検査を終了したとき（再検査時の評定を除く。）は、別に定める工事成績評定基準により工事成績を評定しなければならない。ただし、契約金額50万円未満の工事については、この限りでない。

(平28訓令甲11・一部改正)

(検査調書の作成)

第21条 検査員は、検査を終了したときは完成検査にあつては検査調書（工事）（別記様式第3号）を、出来形検査にあつては出来形検査調書（部分払）（別記様式第4号）を遅滞なく作成し、町長に復命しなければならない。

（平28訓令甲11・一部改正）

(検査結果の通知)

第22条 町長は、検査員から前条の規定による復命を受けたときは、遅滞なく工事の検査結果を当該工事の請負者に対して検査結果通知書（別記様式第5号）により通知しなければならない。

（平28訓令甲11・一部改正）

(不合格の処理)

第23条 町長は、検査員が検査の結果不合格としたときは、検査結果指示書（別記様式第6号）により請負者に補修改造の履行を求めなければならない。

(再検査)

第24条 検査員は、請負者から補修改造完了届（別記様式第14号）を受けたときは、再検査をしなければならない。

2 再検査の実施については、第14条から前条までの規定を適用する。

（平28訓令甲11・一部改正）

(委託業務)

第25条 町が行う委託業務の監督及び検査をする場合は、この要領の例による。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる書類の整備 別表第1によること。
- (2) 第8条及び第20条の成績評定 行わないこと。
- (3) 第15条の検査の期日 完了届（別記様式第35号）を受けた日から起算して10日以内とすること。

（平16訓令甲10・旧第26条繰上、平26訓令甲35・平28訓令甲11・一部改正）

(委任)

第26条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

（平16訓令甲10・旧第27条繰上）

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約から適用する。

附 則（平成16年訓令甲第10号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日以後に完成し、又は契約の締結を解除した建設工事から適用する。

附 則（平成21年訓令甲第19号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令甲第17号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令甲第35号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

別表第1（第25条関係）

（平26訓令甲17・平26訓令甲35・一部改正・平28訓令甲11・全改）

委託業務種類 様式等	測量設計委 託	管理業務委 託（草刈等）	物件の保守 委託	施設等管理 委託	清掃委託
調査職員・監督職員通知書 （別記様式第27号）	○	○	○	○	○
調査職員・監督職員変更通知書 （別記様式第28号）	○	○	○	○	○
検査調書（業務） （別記様式第29号）	○	○	○	○	○
検査結果通知書 （別記様式第30号）	○	○	○	○	○
業務着手届 （別記様式第31号）	○	○	△	○	○
業務工程表 （別記様式第32号）	○	○	△	○	○
管理技術者等届 （別記様式第33号）	○	○	—	—	—
経歴書 （別記様式第34号）	○	○	—	—	—
完了届 （別記様式第35号）	○	○	○	○	○
作業日誌 （別記様式第36号）	△	○	—	○	—
業務写真	△	○	—	△	—

備考

- 1 契約金額が50万円未満の場合、検査調書（業務）及び検査結果通知書の作成を省略することができる。
- 2 △印は、業務の性質上必要と認めるものについては、作成するものとする。

別記様式一覧表

(平26訓令甲35・平28訓令甲11・全改)

【工事関係書類】

町側通知関係書類		工事施工関係書類	
様式番号	様式名	様式番号	様式名
1	監督員通知書	15	施工計画書
2	監督員変更通知書	16	支給材料受領書
3	検査調書（工事）	17	支給材料精算書
4	出来形検査調書（部分払）	18	材料検査（試験）願
5	検査結果通知書	19	事故発生報告書
6	検査結果指示書	20	休日・夜間作業届
		22	指示・承諾・協議・提出・報告書
主な契約関係書類		26	工事履行報告書
7	工事着工届		
9	現場代理人・主任技術者・監理技術者届		
11	出来形届		
12	出来形内訳		
13	完成届		
14	補修改造完了届		

【委託関係書類】

町側通知関係書類		主な契約関係書類	
様式番号	様式名	様式番号	様式名
27	調査職員・監督職員通知書	31	業務着手届
28	調査職員・監督職員変更通知書	32	業務工程表
29	検査調書（業務）	33	管理技術者等届
30	検査結果通知書	34	経歴書
		35	完了届
		36	作業日誌